

子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事に係る特例措置を1年間延長する。

(2)内容

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を2025(令和7)年12月31日まで1年間延長する。

居住年	必須工事			+	その他工事			控除限度額
	対象工事	対象工事 限度額	控除率		対象工事	対象工事 限度額※2	控除率	
令和6年4月1日～令和7年12月31日 (改正前)～令和6年12月31日	子育て対応改修	250万円	10%	必須工事の対象工事 限度額超過分+その 他のリフォーム費用の 額	必須工事の標準 的な費用相当額 と同額までの金額	5%	62.5万円	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐震改修※1	250万円					62.5万円	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	バリアフリー改修	200万円					60万円	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	省エネ改修	250万円 (350万円)					62.5万円 (67.5万円)	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	三世帯同居改修	250万円					62.5万円	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+耐震改修)	250万円					62.5万円	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+省エネ改修)	250万円 (350万円)					62.5万円 (67.5万円)	
令和4年1月1日～令和7年12月31日	耐久性向上 (+耐震改修+省エネ改修)	500万円 (600万円)					75万円 (80万円)	

※()は太陽光発電を設置する場合の限度額となる。

※1 昭和56年5月31日以前に建築された建物のみ対象となる。

※2 最大対象工事限度額は、必須工事と合わせて1,000万円が限度となる。

子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長

2. 適用時期

既存住宅に係る子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除については、特例対象個人が一定の子育て対応改修工事をして、2025(令和7)年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象とする。

3. 実務のポイント

- 年齢又は配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、12月31日(これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時)の現状による。
- 子育て対応改修工事の標準的な費用の額とは、子育て対応改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その子育て対応改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいい、増改築等工事証明書において確認することができる。